

社会福祉法人直方市社会福祉協議会 福祉基金規程

(設置)

第1条 社会福祉法人直方市社会福祉協議会（以下〔本会〕という。）の事業を健全かつ円滑に運営するため、社会福祉法人直方市社会福祉協議会福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、市民又は各種団体等による一般寄附金のうち、予算に定める積立額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じもっとも確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、本会社会福祉事業の予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の活用)

第5条 基金は、財政上必要があると認めるときは、本会社会福祉事業の予算に計上して、その一部または全部を活用することができる。

2 基金の活用は、大きく2つに分けるものとする。

- (1) 地域福祉の継続的かつ安定的な推進のための資金
- (2) 新たな事業を開始するための財源確保としての資金

(繰替運用)

第6条 本会会長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第7条 基金を処分する場合は、理事会の議決を経て、評議員会の議決を得なければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。
(地域福祉基金設置に関する規程の廃止)
- 2 地域福祉基金設置に関する規程(平成6年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。